

広島県選挙管理委員会告示第二十九号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設として、次のとおり指定した旨、尾道市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年五月二十四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

施設の名称	所在地	指定年月日
いきいきサロン簡湯	尾道市久保三丁目二番一号	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン門田	尾道市門田町三〇番一九号	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン立花 和	尾道市向島町立花一三八五番地五	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン土生	尾道市因島土生町二五七五番地	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン土生南	尾道市因島土生町二〇〇〇番地二	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン椋浦	尾道市因島椋浦町二四八番地一	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン鏡浦	尾道市因島鏡浦町五五一番地一	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン外浦	尾道市因島外浦町二二三番地四	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン大浜	尾道市因島大浜町一八一一番地一	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン田熊	尾道市因島田熊町二〇三八番地	平成二十四年四月二〇日
いきいきサロン東生口	尾道市因島原町一六三九番地	平成二十四年四月二〇日
みつぎいこい会館	尾道市御調町大田七一番地一	平成二十四年四月二〇日